○農林水産省告示第千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年十二月十二日農林水産省告示第二千三百九十二号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに高知市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十年二月五日農林水産省告示第百八十五号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十年二月二十五日農林水産省告示第三百二十二号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十年三月十六日農林水産省告示第四百六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに香美市役所及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十二号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成三十年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年七月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

○国土交通省告示第七十五号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成三十年二月二十三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年七月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1228	コマツ　EBT－M221A－1	EBTG－K21－1A	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号
NV－1229	コマツ　EBT－M221B－1	EBTG－K21－2A	〃	〃
NV－1230	コマツ　EBT－M221C－1	EBTG－K21－3A	〃	〃
NV－1231	コマツ　EBT－M225A－1	EBTG－K21－1A	〃	〃
NV－1232	コマツ　EBT－M225B－1	EBTG－K21－2A	〃	〃
NV－1233	コマツ　EBT－M225C－1	EBTG－K21－3A	〃	〃
NV－1234	コマツ　EBT－M232A－1	EBTG－K21－1A	〃	〃
NV－1235	コマツ　EBT－M232B－1	EBTG－K21－2A	〃	〃
NV－1236	コマツ　EBT－M232C－1	EBTG－K21－3A	〃	〃
NV－1237	コマツ　EBT－M255A－1	EBTG－K21－1A	〃	〃

平成30年度以降の5年間についての石油備蓄目標

1　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、民間備蓄は我が国の石油の消費量の70日分に相当する量とし、国家備蓄は産油国共同備蓄の2分の1と合わせて我が国の石油の輸入量の90日分程度に相当する量とし、石油ガスにあっては、民間備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の40日分に相当する量とし、国家備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の50日分程度に相当する量とする。

2　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設は、石油にあっても、石油ガスにあっても同様とする。